

国連気候変動枠組条約拠出金

令和6年度概算要求額 0.3億円（0.4億円）

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 気候変動問題に係る国連におけるルール形成・実施に際し、国連気候変動枠組条約事務局（以下、「条約事務局」という。）に我が国から資金拠出を行い、同時に人材を派遣して条約事務局の作業に従事させることを通じて、パリ協定等の枠組に基づく詳細ルールの構築や創設された作業計画や対話の着実な実施を実現することを目的とする。 事業概要 条約事務局におけるパリ協定等の詳細ルール、創設された作業計画や対話を着実に実施するため、我が国から条約事務局に資金拠出を行いつつ、条約事務局に専門的知見を持った経済産業省職員を派遣し、我が国が重視する作業に従事させる。具体的には、パリ協定等に基づく技術移転の促進等に必要な分析作業や会議資料の作成、COP等の国際会議における議長のサポート等の業務を実施する。	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）  <pre>graph LR; A[国] -- 拠出 --> B[国連気候変動枠組条約事務局]</pre>
	成果目標 平成20年度から条約事務局に資金拠出を行い、また経済産業省職員を派遣している。令和6年度においても、条約事務局に職員を派遣し、当該職員を気候変動交渉に関連する作業に従事させることを通じて、気候変動交渉の円滑化につなげることを目指す。